

独立行政法人国民生活センターに関する中期目標・中期計画 の一部変更について（説明要旨）

1. 「行政改革の重要方針」を踏まえた変更

政府は、「小さくて効率的な政府」を実現し、財政の健全化を図るとともに、行政に対する信頼性の確保を図るため、行政改革の重要方針（平成17年12月24日閣議決定）を定めた。当該方針の中で主務大臣は、国家公務員の定員の純減目標（今後5年間で5%以上の純減）及び給与構造改革を踏まえた人件費削減の取組を行うことを、独立行政法人の中期目標に明記することとなった。

2. 施設整備費の計上に伴う変更

近年、新潟県中越地震を始めとして、全国各地で大規模な地震が頻発し、東海地震や首都直下地震等の発生の切迫性も唱えられている。このような中、先の特別国会において、「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案」が提出され、10月28日に可決・成立したところである。政府としても、法律の改正により、建物に対する耐震改修に関する指導等の強化が図られているところでもある。

施設利用者やマスコミ関係者など年間約1万2千人が利用する東京事務所については、平成16年10月に耐震診断を実施し、その結果、耐震改修工事が必要との診断結果となったことから、東京事務所の耐震改修工事経費として、平成18年度予算（案）に新たに施設整備費を計上することとなった。

3. PIO-NET 端末の更新に必要な経費の計上に伴う変更

平成17年度予算において、国民生活センターがPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）端末装置等の一元的整備・管理を行うこととなり、PIO-NETへの直接入力に必要な相談員用端末等の整備費及び消費生活センターごとに契約していたPIO-NET端末装置の賃貸借経費が認められ、中期計画及び中期計画予算等が変更されたところである。

このうち、消費生活センターごとに契約していたPIO-NET端末装置については、リース契約の更新時期を迎えており、平成18年度及び19年度の2カ年に亘り入れ替えを行う必要があるため、当該端末装置の導入に必要な一時経費を計上することとなった。